

国旗 国名

生物多様性条約	締結状況
名古屋議定書	締結状況
食料・農業植物 遺伝資源条約	締結状況

ナショナルフォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 7 月 7 日）

フォーカルポイントとは、各国の遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する外部からの問合せに応じる窓口であり、CBD、NP 及び ITPGR それぞれのフォーカルポイントが条約事務局の HP に掲載されている（一部掲載の無い国もある）。当該国の遺伝資源へのアクセスと利益配分等について確認したい場合には、当該国のフォーカルポイントに問い合わせることも選択肢の 1 つである。

- 1) 生物多様性条約（CBD）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書（NP）
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 7 月 7 日）

権限ある当局とは、遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する各国の国内措置に従った手続き等の責任を負う機関である。遺伝資源の種類あるいはその存在場所により異なる政府機関が指定される場合がある。

- 1) 生物多様性条約（CBD）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書（NP）
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 当該国における取得・利用に関する法令等やその内容を示している。
- ・ また、当該国の遺伝資源の取得・利用に関する資料やその概要、当該国担当者等から聞き取った内容を示している。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ CBD 及び NP では、遺伝資源を取得・利用する場合には、遺伝資源を提供する締約国の国内法令に従うことと規定されている。また、その国内法令に従って、①事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent：PIC）を当該国から得ること、②利益の配分等を定めた相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms：MAT）を遺伝資源提供者との間で締結することも規定されている。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在する場合には、当該法令等に基づいた具体的な手続きや留意点等を示している。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在しない場合には、NP 上は PIC の取得は必要ないと解釈できるが、相手国政府の承認を何らかの形で取得できる場合や、他の法令等によって遺伝資源の取得・利用が制限されている場合もあるため、相手国政府に確認しつつ手続きを進めることが望ましい。なお、国内法令等が存在しない場合でも、利益の配分等を定めた相互に合意する条件を遺伝資源提供者との間で締結する必要がある。
- ・ 遺伝資源の導入に関して、疑問点やお困りの点があるときは、「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口¹」などにご連絡いただきたい。

既存の枠組み・手続き

- ・ 本事業等で構築した枠組みがある場合には、その概要を記載している。枠組み・確立した手続きの詳細については、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室利用推進班にご連絡いただきたい。

¹ https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/s_win_abs.html



スリランカ

生物多様性条約	1992/6/10 署名 1994/3/23 批准 1994/6/21 締約国
名古屋議定書	非加盟国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2013/9/17 加入 2013/12/16 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

1) 生物多様性条約(CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)

① **Hon. Mr. Mahinda Amaraweera, Minister (Political Focal Point)**

Ministry of Environment

No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka

Tel: +94 11 2034131

Fax: +94 11 2879955

E-Mail: minister@env.gov.lk

Web サイト: <http://env.gov.lk/>

② **Dr. Anil Jasinghe, Secretary**

Ministry of Environment

No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka

Tel: +94 11 2034121, +94 11 2034122

Fax: +94 11 2879944

E-Mail: sec@env.gov.lk

③ **Mrs. R.H.M.P. Abeykoon, Director (Operational Focal Point)**

Biodiversity Secretariat, Ministry of Environment

No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka

Tel: +94 11 2034202

Fax: +94 11 2879972

E-Mail: pathma66a@gmail.com, biodiversitysl@gmail.com

2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK> 参照)

Dr. Anil Jasinghe, Secretary

Ministry of Environment

No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha, Battaramulla, Colombo, Sri Lanka

Tel: +94 11 2034121, +94 11 2034122

Fax: +94 11 2879944

E-Mail: sec@env.gov.lk

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照)

掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LK> A 参照）
掲載なし
※ITPGR 附属書 I 作物については、農業局が権限を有している。

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “National Policy on Access to Biological Resources, sustainable Use and Benefit Sharing（2013 年 10 月）”において、生物資源へのアクセスに関する相手国政府の方針が示されているが、未だ国内法は策定されていない。（2019 年 3 月 14 日現在）
- ・ 植物遺伝資源センターでは、15,181 点の植物遺伝資源が保存されており、作物種ごとの保存点数もしっかりと管理されている。（2018 年 10 月）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。（2020 年 1 月 30 日現在）
- ・ スリランカ農業局からは、ITPGR の定型の素材移転契約書（Standard Material Transfer Agreement：SMTA）の準用ではなく、独自の素材交換契約書（Material Exchange Agreement：MEA）で契約したいとの要望があった。本事業においては、ナス 1 品種及びニンジン 4 品種（どちらも ITPGR 附属書 I 作物）の日本への導入に向けて、スリランカ植物遺伝センターと MEA の取り交わしが 2020 年 1 月 29 日に完了した。
- ・ 今後、スリランカから我が国への導入と同時に、我が国の保存する遺伝資源のうちスリランカ農業局が希望するトウモロコシ 1 品種、トウガラシ 2 品種、トマト 2 品種の遺伝資源を提供する予定。

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：スリランカ農業局（Department Of Agriculture：DOA）
- ② 合意年月日：2016 年 8 月 18 日
- ③ 目的：植物遺伝資源（Plant Genetic Resources：PGR）の保全及び持続的利用に関する両国間の協力の強化及び促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ 研究、育種及び商業化の促進を通じて両国に利益がもたらされるよう、植物遺伝資源の移転又は交換に関する相互に同意可能な条件の発展に協力。
 - ◇ 上記に先立ち、DOA の推奨品種について、日本への移転のための手順を構築することに合意。
 - ◇ 有効期間は、特に設定せず。



ラオス

生物多様性条約	1996/9/20 加入 1996/12/19 締約国
名古屋議定書	2012/9/26 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/14 加入 2006/6/12 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Dr. Inthavy Akkharath, Assistant to Minister³
Cabinet Office, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
P.O. Box 2932 Thatdam Road, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 261 196
Fax: +856 21 217 161
E-Mail: inthavymrc@gmail.com
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Mr. Souriodong Sundara⁴, Vice Minister
Ministry of Science and Technology
P.O.Box 2279 Vientiane Capital, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 732207
Fax: +856 21 740630
E-Mail: souriodong@yahoo.co.uk, kongchaybeechn@yahoo.com, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO>
参照）
掲載なし

Ms. Chay BOUNPHANOUSAY, Director General
National Agriculture and Forestry Research Institute (NAFRI)
Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 770094
E-Mail: bp.chay63@gmail.com

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 12 月 12 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/countries/nfp/?country=la&details=true> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）

³ 環境省は解体されたが、生物多様性条約のホームページの更新は行われていない。

⁴ 環境省の解体に伴い、教育スポーツ省（Ministry of Education and Sports）の副大臣へ異動

Department of Science, Ministry of Education and Sports⁵

Km 14 Office, Thangon Road, Done Teaw Village,

Vientiane, Lao People's Democratic Republic

Tel: +856 21 253254

Fax: +856 21 216007

E-Mail: dos@moes.gov.la

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO>
参照)

掲載なし

※ITPGR 附属書 I 作物については、農業林業省 (Ministry of Agriculture and Forestry)、それ以外については科学技術省 (Ministry of Science and Technology) が権限を有しているとのこと。(2018 年 10 月、農業林業省及び科学技術省より聞き取り) ITPGR 附属書 I 以外のものでも作物 (大豆等) は農業林業省の管轄である。(2019 年 8 月、農業林業省より聞き取り)

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ ラオスの ABS 国内法令は存在するが、実施のために必要な体制は科学技術省内にできていないとの説明を受けた。(2018 年 10 月、2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り)
- ・ ABS については、2014 年の法律 (Biotechnology Safety Law) があり、同法の 22 条 (原住民の知識) と 24 条 (アクセスと利益配分) が関係している。
- ・ ラオス科学技術省にて ABS に関するガイドラインを作成中。(2018 年 10 月及び 2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り)
- ・ パンフレット: "General Procedure for Access and Benefit Sharing (ABS) in Lao PDR" は発行済。(2019 年 8 月、科学技術省から入手)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ ラオス科学技術省への聞き取りによると、遺伝資源の取得・利用に関する国内法はあるとのことであるが、その内容は明らかになっていない。そのため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ ITPGR 附属書 I 作物については農業林業省が権限を有しており、SMTA での移転が可能である。(2018 年 10 月、農業林業省から聞き取り)
- ・ ITPGR 附属書 I 以外の遺伝資源については、科学技術省が権限を有しており、名古屋議定書に基づいた手続きが必要。これらの遺伝資源導入の際は、科学技術省のナショナルフォーカルポイントに e-mail で申し込む。遺伝資源の導入のためには、農業林業省と覚書 (Memorandum of Understanding : MOU) を締結し、遺伝資源の供給者と合意を取り、コミュニティに対して申込書を提出する。これら文書のスキャンを取って科学技術省に提出する。(2018 年 10 月及び 2019 年 8 月、科学技術省から聞き取り)
- ・ 遺伝資源導入までの手続きには 10 日～3 カ月を要する。(サポートドキュメントの種類や数により手続きに要する期間が異なる)

⁵ 環境省の解体に伴い、教育スポーツ省 (Ministry of Education and Sports) の科学局 (Department

- ・ 国内法令の実施はまだであるものの、ABS クリアリングハウスのホームページには2021年1月現在、ラオスの国際遵守証明書（Internationally recognized certificate of compliance：IRCC）発行実績として11件の記載がある。うち2件は日本企業及び大学が取得したものである⁶。

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：ラオス農業林業省
- ② 合意年月日：2017年2月16日
- ③ 目的：植物遺伝資源の保全及び持続的利用のため、両国間の共同研究の公的基盤を構築。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ 協力活動の範囲は、PGRの探索、特性評価、育種、交換・移転、遺伝研究、情報共有及び能力開発。
 - ◇ ラオス側機関（農業局（DOA）、国立農林研究所（NAFRI）、大学）及び日本側機関（公的研究機関、種苗会社、大学）は、作業計画を作成の上、共同プロジェクトを実施。PGRの利用とその後の応用及び商業化から生じる利益は、両者で公正かつ衡平に配分。
 - ◇ PGRの交換・移転に際しては、ITPGRの附属書I作物についてはSMTA、それ以外の作物については個別の素材移転契約書（MTA：Material Transfer Agreement）を締結。
 - ◇ 有効期間は、2022年2月15日まで（更新可）。

⁶ <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照



ロシア

生物多様性条約	1992/6/13 署名 1995/4/5 批准 1995/7/4 締約国
名古屋議定書	非締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Mr. Anar I. Aliev, Consultant of Division
Department of International Cooperation and Climate Changes, Ministry of Natural Resources and Environment
4/6 B. Gruzinskaya str., Moscow 123995, Russian Federation
Tel: +7 499 252 2359 ext 1299
E-Mail: AAliev@mnr.gov.ru
Web サイト: www.mnr.gov.ru
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照）
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照）
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “Strategy and Executive Plan for the Conservation of Biodiversity within the Russian Federation(2014)”⁷によると、2020 年までに名古屋議定書を締結し、国内制度を作成することとなっている。

⁷ <https://www.cbd.int/doc/world/ru/ru-nbsap-v2-en.pdf>

- ・ 名古屋議定書及び ITPGR の締結に向け、外務省が中心となって国内法の整備等を進めており、関係機関を集めた **Technical Working Group** を組織しているとのこと。N.I. バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（以下バビロフ研）を管轄する科学高等教育省（**Ministry of Science and Higher Education**）もそのメンバーであり、バビロフ研の Zavarzin 副所長も **Technical Working Group** に参加している。（2019 年 3 月、バビロフ研から聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ バビロフ研は世界でも有数のジーンバンクであり、CIS 諸国の遺伝資源へのアクセスに関しても影響力を有しているようであり、日本以外の国であるが、実際に、キルギスやタジキスタンでの共同探索の実例もある。
- ・ バビロフ研は日本の研究機関や民間企業との共同研究（共同探索を含む）にも興味を持っている。（2019 年 3 月、バビロフ研から聞き取り）
- ・ 一方で、バビロフ研の全人類への貢献というポリシーの観点から、現時点では資本力のある民間企業への協力は慎重とのことである。（2019 年 9 月、バビロフ研との意見交換会での聞き取り）

既存の枠組み・手続き

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（バビロフ研）
- ② 合意年月日：2016 年 2 月 16 日
- ③ 目的：PGR の共同探索に関する公的基盤を構築し、日露両国の農場及び生息域内保全の PGR へのアクセスを促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ バビロフ研と日本側機関（大学、研究機関、種苗会社等）は、作業計画を作成し、個別契約を締結した上で、共同探索を実施。日本側機関は、ロシアにおける共同探索に必要な経費を可能な限り提供。共同探索による収集素材は、両者で等しく配分。収集素材の特性評価結果は、両者の共有財産。
 - ◇ 収集素材を利用して得られた成果物を商業化する場合は、売り上げの 0.77%を相手側に支払う。ただし、さらなる研究・育種のために他者が制限なく利用できる場合は、支払い義務はなし。
 - ◇ 有効期間は、2026 年 2 月 15 日まで⁸（延長可）。

⁸ 当初の有効期間は 2021 年 2 月 15 日までであったが、双方ともから終了の申し出がなかったため、自動的に次の 5 年、期間が延長となった。



キルギス

生物多様性条約	1996/8/6 加入 1996/11/4 締約国
名古屋議定書	2015/6/15 加入 2015/9/13 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2009/6/1 加入 2009/8/30 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Mr. Mirslav Amankulov, Director
State Agency on Environment Protection and Forestry (SAEPF)
142, Gorkiy Str., 720005 Bishkek, Kyrgyzstan
Tel: +996 312 54 50 57
Fax: +996 312 54 50 91
E-Mail: envforest@elcat.kg, min-eco@elcat.kg
Web サイト: <http://www.ecology.gov.kg/>
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照）
Ms. Bermet Omurova, Deputy Head
International Cooperation Department, State Agency on Environment Protection and Forestry (SAEPF)
142, Gorkiy Str., 720005 Bishkek, Kyrgyzstan
Tel: +996 312 54 60 73
Fax: +996 312 54 50 91
E-Mail: bemamo@mail.ru, envforest@elcat.kg, min-eco@elcat.kg
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: [Kyrgyzstan International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture](https://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KG)FAO 参照）
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <https://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KG> 参照）
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 国内法はなし。(2022年2月7日現在)
- ・ 「2024年までの期間におけるキルギス共和国の生物多様性の保全に関する優先事項⁹⁾」が2014年に作成されている。この中で、2014年から2020年までの行動計画が示されており、遺伝資源関連法令は2020年までに作成する予定となっている。
- ・ 「伝統的知識を保護する法律¹⁰⁾」が2007年に施行(2014年改正)されている。
- ・ 植物遺伝資源センターでは約2000点の遺伝資源を保存しており、1600点は穀物、野菜(キュウリ、トマト、キャベツ、イモ類)及び油脂作物(ヒマワリ、ダイズ、アブラナ)、400点は果物。5年ごとに発芽試験を行い、発芽率70%未満の場合は種子を再増殖し保存している。(2017年10月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り)
- ・ 中国、タジキスタン、カザフスタン、ウクライナ、韓国、モルドバ及びチェコ等との共同研究等を行っており、日本との事例もある。(2017年10月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ 食品産業・土地改良省とバビロフ研の間で植物遺伝資源の収集、保存、研究及びそれらのさらなる利用に協力することについて契約が結ばれており、この契約に基づき、キルギスにおいて栽培植物とその野生種の遺伝資源を採取する共同研究を4回実施し、キルギスのジーンバンクとバビロフ研のコレクションのサンプルが交換されている。(2018年11月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り)

既存の枠組み・手続き

なし

⁹⁾ <https://www.cbd.int/doc/world/kg/kg-nbsap-v3-en.pdf>

¹⁰⁾ <https://wipolex.wipo.int/en/text/446337>



タジキスタン

生物多様性条約	1997/10/29 加入 1998/1/27 締約国
名古屋議定書	2011/9/20 署名 2013/9/4 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）

Mr. Olimjon Yatimov

**National Center for Biodiversity and Biosafety
Committee for Environmental Protection (CEP)**

47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan

Tel: +992 48 7012546, +992 48 7022546

Fax: +992 37 221254

E-Mail: biodiv@biodiv.tajikiston.com international@tajnature.tj

- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/TJ> 参照）

Mr. Olimjon Yatimov

**National Center for Biodiversity and Biosafety
Committee for Environmental Protection (CEP)**

47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan

Tel: +992 48 7012546, +992 48 7022546

Fax: +992 37 221254

E-Mail: biodiv@biodiv.tajikiston.com international@tajnature.tj

- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）

（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359388/?iso3=TJK> 参照）

掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）

掲載なし

- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/TJ> 参照）

National Biodiversity and Biosafety Center

47 Shevchenko str. Dushanbe, 734025, Tajikistan

Tel: +992 48 701 25 46

E-Mail: biodiv@biodiv.tajikiston.com

Web サイト: <http://www.biodiv.tj> (URL は記載されているが、リンクは切れている)

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359388/?iso3=TJ>
[K](#) 参照)

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ ABS 関連の法令や生物多様性国家戦略・行動計画 (NBSAP) は National Biodiversity and Biosafety Center (NBBC) の管轄である。現在実施中の国連開発計画 地球環境ファシリティ (UNDP GEF) プロジェクト“Strengthening human resources, legal frameworks, and institutional capacities to implement the Nagoya Protocol” (2017-2019) において、関連法令の制定や実施体制の構築を進めている。(2019 年 5 月 23 日付の暫定国別報告¹¹⁾)
- ・ タジキスタンの生物多様性保全に関するナショナルレポート¹²⁾に、NBSAP の進捗状況に関する情報が記載されている。
- ・ 国立遺伝資源センターで約 11,000 点の遺伝資源を保存している。(2017 年 10 月、国立遺伝資源センターから聞き取り)
- ・ 国立遺伝資源センターは、オランダの種苗企業と研究目的での連携がある。(2017 年 10 月、国立遺伝資源センターから聞き取り)
- ・ UNDP の支援のもと、法制度の整備を進めており、2022 年 2 月現在、植物遺伝資源に関する新法が承認され施行されている。(2022 年 2 月、タジキスタン担当者からの聞き取り)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。

既存の枠組み・手続き

なし

¹¹ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-TJ-246305/1>

¹² <https://chm.cbd.int/database/record?documentID=247273>



ウズベキスタン

生物多様性条約	1995/7/19 加入 1995/10/17 締約国
名古屋議定書	非締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 26 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）

Mr. Alisher Irkinovich Maksudov, Chairman
State Committee for Ecology and Environment Protection

2a Tuytepa Street
 Tashkent 100047 Uzbekistan
 Tel: +998 71 207 07 70 ext 1001
 E-Mail: info@uznature.uz
 Web: <https://www.uznature.uz/en/manual/view?id=10>

- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/UZ> 参照）
 前任者（Mr. Uktam Utaev, Deputy Chairman
 State Committee for Ecology and Environmental Protection）が退職し、現在ウズベキスタン側が
 後任を検討中。

- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
 （URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359406/?iso3=UZB> 参照）
 掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 26 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/UZ> 参照）
 掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
 （URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359406/?iso3=UZB> 参照）
 掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 生物学的資源の使用、および自然を利用するための許可を得る手続きに関するウズベキスタン共和国大臣官房決議（2014年10月11日）<https://lex.uz/docs/2485765>（ウズベク語）
- ・ 植物界の保護と使用に関するウズベキスタン共和国法（2016年9月21日）<https://lex.uz/acts/3030362>（ウズベク語）
主に以下の3つについて記載されている：①植物相の保護と使用分野の規制、②植生の保護と使用に関する要件、③植生の利用、植生の構成要素の様々な利用
- ・ 2019-2028年のウズベキスタン共和国における生物学的多様性の保全のための戦略の承認に関するウズベキスタン共和国の大臣官房の決定（2019年10月11日）<https://lex.uz/docs/4372839?query=%D0%91%D0%BE%D0%B7%D0%BE%D1%80%D0%BB%D0%B0%D1%80>（ウズベク語）
- ・ 種子生産分野における知的財産権の規定がある。種子に関する法律（2018年12月13日）<https://lex.uz/docs/4202718?query=хоким>（ウズベク語）
- ・ ウズベキスタンの植物遺伝資源を日本での研究に使いたい場合は、管轄は環境技術科学研究所になるが、まずはウズベキスタン外務省経由でウズベキスタンの植物遺伝資源に興味があるという書面を出す必要がある。

以上、2020年11月 ウズベキスタンの植物遺伝資源に関する勉強会での説明

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

調査中

既存の枠組み・手続き

調査中



インドネシア

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/8/23 批准 1994/11/21 締約国
名古屋議定書	2011/5/11 署名 2013/9/24 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/10 加入 2006/6/8 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 11 月 22 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/countries/nfp/?country=id&details=true> 参照）

2)

Mr. Wiratno, Director General

Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry

Manggala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia

Tel: +62 21 5734 818

E-Mail: subditkonvensi.kkh@gmail.com, agnugroho@gmail.com sr.ratna@gmail.com

- 3) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照）

Mr. Wiratno, Director General

Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry

Manggala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia

Tel: +62 21 5734 818

E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, moh.haryono64@gmail.com, etybudi@gmail.com

- 4) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）

（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=ID> 参照）

Mr. Ir. Mastur, Director of ICABIOGRAD

Centre for Biotechnology and Genetic Resources - Ministry of Agriculture (BB Biongen)

JL. Tentara Pelajar no. 3A - Cimanggu Agricultural Research Campus, Bogor 16111, West Java, Indonesia

Tel: +62 833820

Fax: +62 2518338820

E-Mail: mastur.icabiograd@gmail.com

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 12 月 12 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID/CNA> 参照）

掲載なし

※2019 年 3 月 6 日インドネシア現地調査で下記を確認

- ・ 環境林業省生物多様性保全課 課長 Ms. Ninin ...野生種と近縁野生種
同課 国際条約実施班 Ms. Lulus、Ms. Ratih
- ・ 農業省生物遺伝資源研究センター（BB-Biogen）...作物

- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照）

掲載なし

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=ID>)

N 参照)

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 野生種遺伝資源へのアクセス及びその利用による利益の配分に関する 2018 年環境林業大臣規則第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号 (2018 年 1 月)¹³ :
対象は野生種と近縁野生種 (wild relatives) のみ。
- ・ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号 (2011 年 7 月)¹⁴
対象は作物で、研究目的の利用を含む。農業省品種保護・農業許可センター (PPVTPP) がこの手続きを担当。
- ・ 園芸種子の輸出入に関する 2017 年農業大臣規則第 15 号 (2017 年 5 月)¹⁵ :
対象は園芸種子で利用目的がコンテスト、展示、プロモーションのもの。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 本事業において、相手国の遺伝資源 (ナス、カリフラワー、サイシン) をボゴール農大 (BAU) と協力して増殖し、その種子を BB-Biogen に移管した。BB-Biogen に移管した種子については、日本のジーンバンクに SMTA に則って導入を試みたが、コロナ禍や BB-Biogen と BAU 間の情報の行き違い等があり、事業期間内での日本への種子導入は果たせなかった。
- ・ ITPGR 附属書 I に記載のない作物の種子の輸出入については、当事者間で適宜 MTA や契約書を取り交わし、PPVTPP に植物遺伝資源の輸出入に関する法令に定める手続き¹⁶に従って申請することとされている。PPVTPP は、遺伝資源ナショナルコミッションにその申請の可否を諮問し、審査が行われる。また、別途輸出検疫が必要とのこと。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則において遺伝資源へのアクセスの定義は、環境省の日本語暫定訳によると、野生種遺伝資源の取得の機会 (以下、「野生種遺伝資源へのアクセス」と呼ぶ) とは、学術研究、技術開発、生物資源探査 (バイオプロスペクティング)、産業への応用又は商業利用のために、提供国としてのインドネシア共和国内の生息域内又は生息域外 (インドネシア国外も含む) の遺伝資源を取得及び/又は運搬及び/又は利用する活動をいう。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則では、遺伝資源の定義のなかに、素材、情報、化学情報も含まれており、CBD 等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要 (第 1 条 1)。
- ・ 2018 年環境林業大臣規則施行前に発行された外国植物動物運搬証 (SATS-LN) は、その運搬証の有効期限までは有効。

既存の枠組み・手続き

¹³ http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Indonesia_ABS_MinReg_2018.pdf

¹⁴ <http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/download/permentan-37-2011/>

¹⁵ <http://hortikultura.pertanian.go.id/jdih/public/upload/peraturan/peraturan-1628205392.pdf>

¹⁶ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号に基づく種子の輸出入の手続き <http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/cms2017/tentang-pvtppt/layanan/perizinan/pemasukan-pengeluaran-benih-tanaman/izin-pemasukan-pengeluaran-sdg-tanaman/>

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：インドネシア農業省
- ② 合意年月日：2015年6月30日
- ③ 目的：PGRの相互利用を通じた、両国における商業化に向けた新品種の開発。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ◇ 協力活動の範囲は、生息域外コレクションの特性評価、育種及び遺伝的研究、PGRの保全と持続的利用に関する情報共有及び能力構築。ただし、化学品、医薬品、非食料品及び飼料への産業利用を目的としない協力活動に限定。
 - ◇ インドネシア側の指定機関（農業研究開発庁（IAARD）及びIAARDと協力合意を締結している大学）と日本側の指定機関（国立研究開発法人、種苗会社、企業及び大学）が、作業計画を作成した上で、協力活動を実施。
 - ◇ 対象PGRは、ITPGR附属書Iに限定。PGRの交換は、MTAにより行う。
 - ◇ 有効期間は、2020年3月31日まで。



ベトナム

生物多様性条約	1993/5/28 署名 1994/11/16 批准 1995/2/14 締約国
名古屋議定書	2014/4/23 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 6 月 25 日）

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/countries/nfp/?country=vn&details=true> 参照)
Dr. Van Tai Nguyen, Director General
Vietnam Environment Administration, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
No. 10, Ton That Thuyet Street, Hanoi, Viet Nam
Tel: +84 4 3942 4581
Fax: +84 4 3822 3189
E-Mail: tainvclcs@gmail.com, nvtai@vea.gov.vn
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/VN> 参照)
Ms. Nhan Thi Thanh Hoang, Deputy Director
Nature and Biodiversity Conservation Agency, Vietnam Environment Administration
No. 10 Ton That Thuyet, Cau Giay 084, Hanoi, Viet Nam
Tel: +84 90 2282326
Fax: +84 4 39412028
E-Mail: hoangnhan.bca1@gmail.com, hnhan@vea.gov.vn
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359409/?is_o3=VNM 参照)
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2021 年 6 月 25 日）

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
掲載なし
※2019年3月6日ベトナム現地調査で下記を確認
 - ・ **農業農村開発省**：栽培品種、家畜品種、養殖品種、林業用種苗の遺伝資源
省全体の窓口は科学技術局、省内の分担は各原局（例えば農作物は作物生産局）とすることが、2019年1月1日に出された2018年 Circular43 号¹⁷で規定された（施行以前に輸入許可を得ているものは有効）。
 - ・ **天然資源環境省**：上記農業農村開発省の分担に属さない遺伝資源
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/VN> 参照)

¹⁷ <https://www.customs.gov.vn/>

① **Ministry of Natural Resources and Environment, Nature and Biodiversity Conservation Agency, Vietnam Environment Administration, Ministry of Natural Resources and Environment**

Office B213, Tower B, 10 Ton That Thuyet Street, Nam Tu Liem District, Hanoi, Viet Nam

Tel: +84 24 3795 6868 (ext. 3117)

Fax: +84 24 39412028

E-Mail: hoangnhan.nbca@gmail.com, tunguyen.bca@gmail.com, vanphongcucbaoton@gmail.com

Web サイト : <https://vietnamabs.gov.vn/> (Vietnam ABSCH)

<Contact Person>

Ms. Nhan Hoang Thi Thanh, Deputy Director

Biodiversity Conservation Agency - ABS National Focal Point, Biodiversity Conservation Agency

B213, 10 Ton That Thuyet, Nam Tu Liem, Hanoi, Viet Nam

Tel: +84902282326

E-Mail: hoangnhan.bca@gmail.com

② **Ministry of Agriculture and Rural Development**

No. 2, Ngoc Ha street, Ba Dinh district, Hanoi, 100000, Viet Nam

Tel:+8424 3843 9901

E-Mail: thanhnth.khcn@mard.gov.vn, tunguyen.bca@gmail.com

Web サイト : <https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

(Ministry of Agriculture and Rural Development - Information Portal)

<Contact Person>

Ms. Nguyen Thi Hong Thanh, Senior Official

Department of Science, Technology and Environment, Ministry of Agriculture and Rural Development

No 2 Ngoc Ha Street, Ba Dinh District, Hanoi, Viet Nam

E-Mail: thanhnth.khcn@mard.gov.vn

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL:<http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359409/?iso3=VN>
M 参照)

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する政令第 59/2017/ND-CP 号 (2017 年 5 月)¹⁸ : 遺伝資源へのアクセス許可手続きや利益配分方法、利益配分に関する契約書の書式等を規定。
- ・ 政令第 59/2017/ND-CP 号の実施に関するガイドブック(公式英語訳 pdf ファイル)¹⁹

¹⁸ <https://absch.cbd.int/database/MSR/ABSCH-MSR-VN-237595/1> (ABS クリアリングハウスの解説サイト)

¹⁹ https://vietnamabs.gov.vn/wp-content/uploads/2019/06/GUIDANCE-DOCUMENT_ABS_English.pdf

- ・ 上記政令の上位にある法律は「生物多様性法（Law No. 20/2008/QH12）」²⁰：生物遺伝資源へのアクセス許可や、許可を受けた者の権利・義務等を規定。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 政令第 59/2017/ND-CP 号によれば、外国人が育種や遺伝子の利用の目的で農業関係の遺伝資源をベトナムから輸出しようとする場合は、予め農業関係の遺伝資源を担当する農業農村開発省作物生産局に対して遺伝資源の利用申請を行う。申請受付書が発行されたら、遺伝資源提供者と遺伝資源提供に係る契約を結び、利用申請書類を当局に提出する。
- ・ 遺伝資源としてではなく栽培あるいは販売目的で輸出する場合は、輸出可能種子リストにある作物は、特段の許可を得ずとも輸出可能であるが、輸出可能種子リストにも、輸出禁止品目のリストにも記載がない植物・品種等は、個別の輸出許可が必要とのこと。輸出禁止品目のリストは、2019 年 12 月 13 日に制定された政令 No. 94/2019/ND-CP の付録 I に記載されている²¹。
- ・ 2017 年と 2018 年に、ベトナムの遺伝資源と日本のジーンバンクの品種を掛け合わせた後代のキュウリ種子を日本に持ち帰ることができた。また、2021 年には、日本品種との交配に用いたベトナム産キュウリ種子を、2021 年には、ベトナム産のカボチャとニガウリおよびトウガラシの種子を輸入することができた。「これらの種子は、協定書に基づいて MTA を取りかわした現地カウンターパートであるベトナム国立農業大学が 10 年以上前に採集し、毎年栽培・採種されてきたもので、もはや、野生の遺伝資源とはみなされない」というベトナム農業農村開発省の担当官の判断で、栽培種子として輸出が許可された。遺伝資源としての輸出と栽培種子としての輸出は手続きが異なるので、ベトナムの野菜種子を日本に輸入する際には、農業農村開発省の担当官に、遺伝資源となるのか栽培種子とみなされるのかをあらかじめ確認する必要がある。
- ・ トウガラシの種子のように、日本の植物防疫所の輸入許可を得るために、現地で試験を行いウイルスが検出されないことを輸出検疫証明書に記載する必要があるものがあるので注意を要する。

既存の枠組み・手続き

なし

²⁰ <https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=81137>

²¹ https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/Uploads/2020/1/7/3/ND94.signed_01.pdf



ブラジル

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/2/28 批准 1994/5/29 締約国
名古屋議定書	2011/2/2 署名 2021/3/4 批准 2021/6/2 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2002/6/10 署名 2006/5/22 批准 2006/8/20 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 18 日）

1) 生物多様性条約（CBD）（URL：<https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）

① **H.E. Mr. Norberto Moretti, Ambassador, Permanent Representative (Political CBD FP), Permanent Delegation of Brazil to ICAO and other International Organizations**

999 Robert-Bourassa Blvd., Suite 14.60

Montreal H3C 5H7 Canada

Tel: +1 514 954 8287, 6709

Fax: +1 514 954 6213

E-Mail: brasicao@icao.int

② **Mr. Carlos Augusto Rollemberg de Resende, First Secretary, Deputy Head of the Environment Division, Ministry of Foreign Affairs**

Esplanada dos Ministérios, Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439

70170-900 Brasilia DF Brazil

Tel: +55 61 2030 8447

E-Mail: dema1@itamaraty.gov.br

2) 名古屋議定書（NP）（URL：<https://absch.cbd.int/countries/BR/NFP> 参照）

Mr. Carlos Augusto Rollemberg de Resende, First Secretary, Deputy Head of the Environment Division, Ministry of Foreign Affairs

Esplanada dos Ministérios, Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439

70170-900 Brasilia DF Brazil

Tel: +55 61 2030 8447

E-Mail: dema1@itamaraty.gov.br

3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）

（URL：<https://www.fao.org/plant-treaty/countries/national-focal-points/en> 参照）

Mr Angelo Paulo DOS SANTOS

Third Secretary

Environment Division I of the Brazilian Ministry of Foreign Affairs

Esplanada dos Ministérios, Bloco H, Anexo I, 4º andar

Brasilia

Tel: +55 61 20308447

E-Mail: dema@itamaraty.gov.br

Delegação do Brasil junto à FAO

E-Mail: rebrasfao@itamaraty.gov.br

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)

H.E. Mr. Norberto Moretti

Ambassador, Permanent Representative (Political CBD FP)

Permanent Delegation of Brazil to ICAO and other International Organizations

Robert-Bourassa Blvd. Suite 14.60

Montreal H3C 5H7

Tel: +1 514 954 8287, 6709

Fax: +1 514 954 6213

E-Mail: brasicao@icao.int

Web サイト: http://www.mri.gouv.qc.ca/_scripts/Protocole/Repertoire_representations.asp?lang=en&Pays=BRA

Mr. Carlos Augusto Rollemberg de Resende

First Secretary Deputy Head of the Environment Division

Ministry of Foreign Affairs

Esplanada dos Ministérios Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439

70170-900 Brasilia DF Brazil

Tel.: +55 61 2030 8447

E-Mail: dema1@itamaraty.gov.br

- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL : <https://absch.cbd.int/countries/BR> 参照)

Fábio Brasileiro da Silva, Diretor of the Department for Genetic Resources of the Ministry of Environment of Brazil

Brasília, DF, Brazil

Tel: +55 61 2028- 2325, +55 61 2028- 2182

E-Mail: fabio.brasiliano@mma.gov.br

Web サイト: <http://www.mma.gov.br>

- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL : <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359243/?iso3=BRA> 参照)

掲載なし (実務は Ministry of Agriculture が行っている。)

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 「遺伝財産に関する法律」(2015年5月20日付法律第13123号²²):
遺伝財産²³ (patrimônio genético)または関連する伝統的知識へのアクセス、それから生じる利益配分を定めた法律。利益配分については売り上げの1%と定めている。遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスのためには、アクセス登録を行う。
- ・ 法律第13123号の運用詳細に関する規定(2016年5月11日付政令第8772号²⁴):「遺伝財産に関する法律」の実施のための細則を定めた政令。アクセス登録を行うための手続き等について定めている。
- ・ 2017年6月16日付け官報に掲載された、GABINETE DO MINISTRO INSTRUÇÃO NORMATIVA N° 23, DE 14 DE JUNHO DE 2017(2017年6月14日付け(ブラジル農業・畜産・供給省)大臣官房規範的指示第23号²⁵)により、ブラジルABS法令(利益配分)の対象外となる植物の属・種が公表された。
- ・ 2020年3月5日の環境省省令第81号;2015年5月20日の法律第13,123号の第19条第2項に規定に従い、遺伝財産へのアクセスに係る非金銭的な利益配分の形を規定する。
- ・ 2020年4月22日の環境省省令第199号:法律13,123号に基づき、遺伝財産及び関連する伝統的知識へのアクセスを適合化する為、外国機関と連邦との間の取り決めに対して必要な条件を定めている。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

1. ブラジルの遺伝財産には「情報」も含まれることから、CBD等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。(法律第13123号第2条I)
2. 遺伝財産へのアクセスは遺伝財産のサンプルに対する研究または技術開発を意味しており、CBD等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。(法律第13123号第2条VIII)
3. 購入や輸入などによる遺伝財産の取得が法律第13123号の発効以前の場合であっても、同法律の発効後にアクセス²⁶(研究・技術開発)が行われたものについてはこの法律が適用される。
4. 海外の企業がブラジルの遺伝財産及び関連する伝統的知識にアクセス(研究・技術開発)するにあたっては、ブラジルの科学技術研究機関とのパートナーシップが必要。(法律第13123号第12条II)
5. 遺伝財産又は関連する伝統的知識へのアクセス(研究・技術開発)のためには、アクセス登録のために遺伝財産及び関連する伝統的知識国家管理システム(SisGen²⁷)へ

²² http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/ Ato2015-2018/2015/Lei/L13123.htm

²³ 「ブラジルの遺伝財産に関する法律(2015年法律13123号)」第1条に「植物、動物、微生物またはその他の種の遺伝的起源(origem genética)の情報であって、当該生物の代謝から生じる物質を含む」と定義づけられている。

²⁴ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/ ato2015-2018/2016/decreto/D8772.htm

²⁵

<http://pesquisa.in.gov.br/imprensa/jsp/visualiza/index.jsp?data=16/06/2017&jornal=1&pagina=5&totalArquivos=72>

²⁶ ブラジル法の場合には、「アクセス」は研究・技術開発のことを指す。

²⁷ <http://www.mma.gov.br/patrimonio-genetico/conselho-de-gestao-do-patrimonio-genetico/sis-gen>

の登録が必要だが、その登録はブラジルのパートナーが行う。(政令第 8772 号第 22 条)

6. 法律第 13123 号が発効する前に行われたアクセス（研究・技術開発）及び経済的開発についても、以下により同法律が適用されるので注意が必要。(法律第 13123 号第 37 条、政令第 8772 号第 2 条)
 - i. 2000 年 6 月 30 日から 2015 年 11 月 17 日の間に行われたアクセス（研究・技術開発）及び経済的開発は、登録を可能とした日（2017 年 11 月 6 日）から数えて 1 年以内に法律第 13123 号及び政令第 8772 号に適合させること。
 - ii. 2000 年 6 月 30 日より以前のアクセス（研究・技術開発）の場合には、管轄省庁の要請があった場合には、それらの行為が 2000 年 6 月 30 日より前に終了していたことを証明する。
7. 2000 年 6 月 30 日から 2015 年 11 月 16 日の間に行われたアクセスは、外国機関がアクセスおよび通知登録するために必要な機能を備えた SisGen のバージョンを一般公開することを伝える遺伝財産管理委員会（CGen）管理局長による正式通達の公布日から数えて 1 年が経過した時点までに行う。(現在のところそのような通達は出ていない。)

既存の枠組み・手続き

なし



アルゼンチン

生物多様性条約	1992/6/12 署名 1994/11/22 批准 1995/2/20 締約国
名古屋議定書	2011/11/15 署名 2016/12/9 批准 2017/3/9 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2002/6/10 署名 2016/5/13 批准 2016/8/15 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 28 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Sra. Ministra Corina B. Lehmann
Dirección de Asuntos Ambientales
Ministerio de Relaciones Exteriores, Comercio Internacional y Culto
Esmeralda 1212, Piso 14
Buenos Aires CP1007, Argentina
E-Mail: leh@mrecic.gob.ar; digma@mrecic.gob.ar; toa@mrecic.gob.ar; jqb@mrecic.gob.ar
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/AR> 参照）
Sra. Ministra Corina B. Lehmann
Dirección de Asuntos Ambientales
Ministerio de Relaciones Exteriores, Comercio Internacional y Culto
Esmeralda 1212, Piso 14
Buenos Aires CP1007, Argentina
E-Mail: leh@mrecic.gob.ar; digma@mrecic.gob.ar; toa@mrecic.gob.ar; jqb@mrecic.gob.ar
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359226/?iso3=ARG> 参照）
Coordinador Nacional para el TIRFAAA
Dirección General de Asuntos Ambientales
Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto
Buenos Aires - Argentina
E-Mail: digma@mrecic.gob.ar

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2020 年 12 月 12 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/AR> 参照）
Secretaría de Política Ambiental en Recursos Naturales, Ministerio de Ambiente y Desarrollo Sostenible de la Nación
San Martin 451, 2do Piso, oficina 205, Ciudad Autónoma de Buenos Aires, Argentina
Tel: +54 9 11 4348-8200
E-Mail: protocolodenagoya@ambiente.gob.ar
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359226/?iso3=ARG> 参照）

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 憲法²⁸の規定によると、遺伝資源は州の財産とされており、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する具体的な手続きについては、各州で規定している。現在のところ、8つの州が州に属する遺伝資源へのアクセスに関する州法を定めている。
- ・ 国レベルでは、2010年に制定された政令 226号（Resolución 226/2010²⁹）が遺伝資源の海外への持ち出しについての規定を定めている。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 遺伝資源へアクセスする場合には、まず当該遺伝資源について権限を有する州から事前の情報提供に基づく同意（PIC）を取り付けた上で、政令 226号に基づく国の許可を得る必要がある。
- ・ 国立農牧技術院（INTA）³⁰は、5つの州との間で観賞植物について ABS に関する合意を結んでおり、日本も含む民間企業と合同の収集旅行も実行している。その際、民間企業とは Cooperation Agreement を結んでいる。実際に日本の民間企業の前例があるため、まずは INTA に問い合わせるとよい。

既存の枠組み・手続き

なし

²⁸ <http://pdba.georgetown.edu/Parties/Argentina/Leyes/constitucion.pdf>

²⁹ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/165000-169999/166597/norma.htm>

³⁰ <https://inta.gob.ar/>



メキシコ

生物多様性条約	1992/6/13 署名 1993/3/11 批准 1993/12/29 締約国
名古屋議定書	2011/2/24 署名 2012/5/16 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 2 日）

1) 生物多様性条約(CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)

① **S.E. Ms. Maria Luisa Albores, Secretary**

Ministry of Environment and Natural Resources (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales: SEMARNAT)

Av. Ejército Nacional #223, piso 22, Col. Anáhuac, Delegación Miguel Hidalgo, Ciudad de México
C.P.11320 Mexico

Tel: +52 55 5628 0602

Fax: +52 55 5628 0643

E-Mail: uca@semarnat.gob.mx, c.secretaria@semarnat.gob.mx

Web サイト: <http://www.gob.mx/semarnat>

② **Ms. Camila Zepeda Lizama, General Director for Global Topics**

Ministry of Foreign Affairs (Secretaría de Relaciones Exteriores, SRE)

Av. Juárez #21, piso 14, Col. Centro, Ciudad de México C.P. 06000 Mexico

Tel: +52 368 65100 ext 5699

E-Mail: dgtglobales@sre.gob.mx, focalpointmexico@sre.gob.mx

2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/MX> 参照)

Dr. Adelita San Vicente Tello, General Director

Primary Sector and Renewable Natural Resources, Ministry of Environment and Natural Resources (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales: SEMARNAT)

Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac, Miguel Hidalgo, México D.F. C.P.11320, México

Tel: +52 55 5490 09600 Ext 12141

E-Mail: adelita.sanvicente@semarnat.gob.mx, puntofocal.pnaypb@semarnat.gob.mx

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359329/?iso3=MEX> 参照)

掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2022 年 1 月 2 日）

1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)

掲載なし

2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/MX> 参照)

① **General Directorate for Wildlife, Under-Secretariat for Management of Environmental Protection, Ministry of Environment and Natural Resources (Dirección General de Vida Silvestre, Subsecretaría de Gestión para la Protección Ambiental, Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales (SEMARNAT))**

Av. Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac, Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo, C.P. 11320, México

Tel: 1+52+(55) 54900900 ext. 23306

E-Mail: josel.funes@semarnat.gob.mx

Web サイト: <https://www.gob.mx/semarnat>

<Contact Person>

Mr. José Luis Pedro Funes Izaguirre, General Director for Wildlife SEMARNAT (Director General de Vida Silvestre, Secretaria de Medio Ambiente y Recursos Naturales)

Av. Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac. Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo

C.P. 11320, Mexico

Tel: 1+52+(55) 54900900 ext. 23306

E-Mail: josel.funes@semarnat.gob.mx

Web サイト: <https://www.gob.mx/semarnat>

② **National Commission for the Development of Indigenous People (Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas (CDI))**

Av. México-Coyoacán 343, Col. Xoco, Ciudad de México, Benito Juárez, C.P. 03330, México

Tel: +1 525 91832100

Fax: +1 525 56-05-43-61

E-Mail: ibetanzos@cdi.gob.mx, derechosindigenas@cdi.gob.mx,

ainternacionales@cdi.gob.mx

Web サイト: <https://gobierno.com.mx/cdi.html> (CDI Webpage)

<Contact Person>

Ms. Ismerai Betanzos Ordaz, General Coordinator for the Indigenous Right (Coordinadora General de Derechos Indígenas)

Av. México-Coyoacán 343, Col. Xoco. Delegación Benito Juárez, Ciudad de México

C.P. 03330, Mexico

Tel: +525 91832100

E-Mail: ibetanzos@cdi.gob.mx

③ **National Commission on Natural Protected Areas (Comisión Nacional de Áreas Naturales Protegidas, CONANP)**

Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac, Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo, C.P. 11320, México

Tel: +52 55 54497000 ext. 17001

E-Mail: adelmazo@conanp.com.mx

<Contact Person>

Mr. Alejandro Del Mazo Maza, National Commissioner for Natural Protected Areas (Comisionado Nacional de Áreas Naturales Protegidas, CONANP)

Ejército Nacional 223, Col. Anáhuac. Ciudad de México, Delegación Miguel Hidalgo

C.P. 11320

Tel: +52 55 54497000 ext 17001
E-Mail: adelmazo@conanp.gob.mx
Web サイト: <http://www.gob.mx/conanp>

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359329/?iso3=MEX> 参照)
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料³¹

- ・ NP の実施のための国内法令は未整備³²ではあるが、下記に挙げた既存の法律に遺伝資源、遺伝資源に係る伝統的知識、アクセス、利益の公正かつ公平な分配、コンプライアンスに関する規定が定められている。
 - ◇ General Law on Ecological Balance and Environmental Protection : 生態学的バランスと環境保護に関する一般法
 - ◇ General Law on Sustainable Forest Development : 持続可能な森林開発に関する一般法
 - ◇ Sustainable Rural Development Law : 持続可能な農村開発法
 - ◇ General Law on Wildlife : 野生生物に関する一般法
 - ◇ Official Mexican Standard NOM-059-SEMARNAT-2010, Environmental protection/Mexican native species of wild flora and fauna/Risk categories and specifications for inclusion, exclusion or change/List of species at risk : 生物多様性の保全を目的として2010年11月26日に施行されたメキシコ公式規格
 - ◇ Promulgatory Decree of the Nagoya Protocol on access to genetic resources and fair and equitable participation in the benefits derived from their use of the Convention on Biological Diversity, adopted in Nagoya on October 29, 2010” : 2014年10月12日に施行されたNPの発布令
- ・ “Transitional procedures for handling requests related to the access to plant genetic resources for food and agriculture under the Nagoya Protocol” : NPの実施を規定する国内法令が整備されるまでの一時的な措置として2017年10月31日に施行された政策。生息域内保全、及び生息域外保全条件下でのPGRへのアクセス申請の取り扱いについて定めている。
- ・ “Actions in the Mexican National Strategy on Biodiversity (ENBioMex) in order to move towards the implementation of the Nagoya Protocol” : メキシコ国家生物多様性戦略に明記されているNPの実施に向け2016年12月1日に導入されたアクションプラン(法的拘束力なし)。

³¹ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-MX-238713/1>

³² 2020年3月からSEMARNATとSADER(SNICS、INIFAP)から構成される正式な省間ワーキンググループが立ち上がり、法整備も含めたNP実施に向けた取り組みを開始した。しかし、2020年後半に実施されたSADER内部の組織変革、及びSEMARNAT・SADER間の様々な意見の相違に端を発する緊張関係が生じたことにより活動停止時期もあったが、2021年12月時点、SADERへの聞き取りによれば不定期ながらも活動を再開している。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点³³

- ・ 国内法令は未整備ではあるが、事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC)、及び利益の配分等を定めた相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT) を満たしたうえで合意に達したことを証明するものとして、2022 年 1 月時点で、8 件の遺伝資源へのアクセスについて、国際遵守証明書 (Internationally recognized certificate of compliance) が出されている。ここには、メキシコ国立農牧林研究所国立遺伝資源センター (CNRG-INIFA) との間の科学協力協定に基づく非営利目的のハヤトウリへのアクセスも含まれている。(遺伝資源に関する詳細は非公開)
- ・ 特定の法的手段がないことから、上記 8 件に関する合意形成にはそれぞれについて既存の法律や手続きに基づく関係機関 (権限ある当局を含む) の間との調整を要した。さらに案件ごとに異なるプロセスに従い、相互に合意する条件に次の内容についても含まれた：①手続きを行ったユーザーに対してのみ遺伝資源へのアクセスを承認する (第 3 者の利用は認めない) の、②案件ごとに提供者側の権利について保証する、③意図が変更された場合の条件 (SNICS への聞き取りによれば新たな申請・手続きが必要となる)。
- ・ 上記 8 件中、SNICS が権限ある当局として (当時) 担当した海外に遺伝資源を提供した 2 件については、申請から遺伝資源提供までにかかった期間は 1 年半、及び 11 カ月であった。SNICS へのヒアリングでは、今後、同期間を短縮することに努めるとのことであった。
- ・ メキシコの遺伝資源の多くは先住民族が居住する土地を含む共有地に存在しており、伝統的知識・文化資源・知的財産としてもコミュニティにとっての貴重な財産となっている。メキシコは先住民族の権利に関する国際連合宣言 (2007 年) の署名国であり、先住民族は憲法によって保護されているため、こういった共有地にアクセスする場合は、現状を熟知している大学や研究所、NGO 等と組むことが最適な方法である (2020 年 1 月 27 日～30 日に実施したメキシコでの現地調査における SNICS やチャピング大学、グアダラハラ大学へのヒアリングに基づく)。
- ・ 遺伝資源へのアクセスについては権限ある当局が明確でないもの多数あり、これらについては今後取り組むべき課題とされている。

既存の枠組み・手続き

なし

³³ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-MX-238713/1/>、及び 2020 年 1 月 27 日～30 日に実施した現地調査、及び 2021 年 10 月 19 日に開催した「メキシコの遺伝資源」ワークショップにおけるメキシコ国立遺伝資源センター (CNRG) のセンター長 Dr. Fernando de la Torre 氏の発表に基づく。